

飲料用自動販売機設置事業者募集要項（小樽港観光船ターミナル用）

小樽市産業港湾部港湾室港湾業務課では、下記物件に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集し入札により決定します。

入札への参加を希望される方は、本募集要項をよく読み、現地を確認し、次の事項を御承知の上、参加してください。

1 募集する物件

(1) 物件一覧

物件番号	建物名称及び所在地	貸付場所	貸付面積 (幅(m)×奥行(m))	販売品目	最低貸付価格 (貸付期間総額・税込)	参考
1	小樽港観光船ターミナル	1F 階段横	【設置募集台数1台】 <u>1.28㎡</u> 自販機1.03×1.00=1.03 回収BOX0.5×0.5=0.25	清涼飲料水 (ペットボトル・缶飲料)	73,728円 (2304円×32か月)	応募価格の高い1業者を選定。 (「別図」のA)
2	小樽市港町4番1号	正面 入口横	【設置募集台数2台】 <u>1台あたり1.33㎡</u> 自販機1.20×0.90=1.08 回収BOX0.5×0.5=0.25	清涼飲料水 (ペットボトル・缶飲料)	76,608円 (2394円×32か月)	応募価格の高い2業者のうち、1番をB、2番をCとする。 (「別図」のB、C)

※詳細な設置位置については、現地にて協議の上決めること。

※上記「物件一覧」の物件番号ごとに、入札の募集を行います。

※物件番号2に係る入札可能台数は、**1事業者1台まで**とします。

※貸付面積には、土台、土台の足、電源接続部分、放熱スペース及び回収BOXを含みます

(2) 貸付期間

令和7年8月1日から令和10年3月31日まで（2年8か月）とします。

※貸付満了後の更新は行わないこととします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その10%相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を年額とし、(2)の貸付期間で計算した合計額となります。

※消費税率の見直しにより貸付料変更の改定契約を締結する場合があります。

(4) 貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 申込みをした日から決定の日までの間、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けてないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れがある団体、又はその団体に属する者でないこと。
- (4) 小樽市税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務において過去3年以上の実績があること。

3 応募申込手続

- (1) 資格を証する関係書類等の提出

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うための入札参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類も併せて提出してください。

- ① 申請期間

令和7年7月4日から令和7年7月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時50分から午後5時20分まで ※郵送の場合は、申請期限必着とします。

- ② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送により提出する場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自販機入札参加資格申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

- ③ 提出先

名 称 小樽市産業港湾部 港湾室 港湾業務課 担当 川口、高橋

所在地 〒047-0007

小樽市港町5番1号 港湾室庁舎

- ④ 提出書類

別紙一覧のとおり

4 入札書の提出期限及び提出先

本件は一堂に会する入札ではなく、送付による入札（持参も可）といたします。

- (1) 郵送又は持参による提出

- ① 提出期限

令和7年7月16日（水） 17時20分（必着）

- ② 提出方法

- ア 入札書に記載する入札金額は、貸付期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。
- イ 入札書は、入札に参加する物件ごとに、指定の入札書書式を用いてください。ただし、物件番号2に係る入札可能台数は、**1事業者1台まで**とします。入札書は、送付による入札（持参も可）といたします。
- ウ 持参する場合は、封筒に入れ封印し、氏名（法人の場合はその名称）および「小樽港観光船ターミナル 自動販売機入札書在中」と表記の上、提出してください。
- エ 郵送により提出する場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「小樽港観光船ターミナル 自動販売機入札書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

③提出先

名称	小樽市産業港湾部 港湾室 港湾業務課 担当 川口、高橋
所在地	〒047-0007 小樽市港町5番1号 港湾室庁舎

5 開札の日時

(1) 開札の日時 令和7年7月17日（木） 13時30分

(2) 開札の場所 港湾室庁舎2F会議室

※ 本件は一堂に会する入札ではなく、送付による入札（持参も可）といたします。

※ 希望する入札者またはその代理人は、開札に立ち会うことができます。なお、開札時間に遅れた者は入室できませんので、ご注意ください。

※ 開札会場への入室は、各社（者）1名までとさせていただきます。

6 落札者の決定

(1) 決定方法

- ① 落札者は、最低貸付価格以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。
- ② 最高価格で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

落札者に決定した者は、小樽市と自動販売機の設置に係る市有財産貸付契約を締結します。

(3) 契約保証金

免除します。

7 その他

- (1) 事情により入札書等の提出期限を変更し、又はやむを得ない事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。
- (2) 提出された書類等に記載された情報は、この事務にのみ使用します。
- (3) 入札において、2に規定する資格を有しない者のした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。
- (4) 令和8年4月完成予定であるターミナル隣の緑地の供用に伴い、将来、緑地側にも2台程度自動販売機を設置する予定となっています。

8 募集に関する提出及び問合せ先

小樽市産業港湾部 港湾室 港湾業務課

T E L : (代表) 0134-32-4111 (内線7386, 7387) / (直通) 0134-23-1107、0134-23-1108

F A X : 0134-23-1109

E-mail : kowan@city.otaru.lg.jp

(別紙)

提出書類一覧

提出書類 (各 1 部)	法人	個人	備 考
入札参加資格申請書 (兼参加申込書) ※様式を使用すること	○	○	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書 (写し可)	○		法務局発行のもので、発行後 3 か月以内のもの
身分証明書 (写し可)		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後 3 か月以内のもの
住民票		○	発行後 3 か月以内のもの
小樽市税に滞納がないことの証明書 (原本)	○	○	小樽市が発行するもので、発行後 3 か月以内のもの (法人で、小樽市に納税義務がない場合は、道税事務所が発行するもの)
消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (原本)	○	○	税務署が発行するもので、発行後 3 か月以内のもの
自動販売機の設置業務において過去 3 年間以上の実績があることを証明する書類	○	○	自販機設置に係る契約書、官公庁の使用許可書の写し等
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書 ※様式を使用すること	○	○	会社の代表者が誓約したものでなければなりません。支社長等代理人の名称で誓約することはできません。
委任状	○		※様式に準じて作成すること
代表者印の印鑑証明書	○		発行後 3 か月以内のもの
印鑑登録証明書		○	発行後 3 か月以内のもの

※複数の物件に申込みする場合、入札書は各 1 部の提出としますが、その他の提出書類の部数は 1 部とします。

※提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。

※小樽市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。